

行政裁判所

各省大臣ノ處分又ハ内閣直轄官廳又ハ地方上級行政廳ノ處分ニ對シテハ直ニ行政訴訟ヲ提起スルコトヲ得

一長官ハ部長及評定官ノ部屬ヲ定ム  
一部長故障アルトキハ其ノ部ノ評定官行政裁判法第七條第二項ノ順序ニ依リ之ヲ代理ス

一法規ノ解釋ヲ一定シ又ハ判例ヲ變更スル必要アリト認ムルトキハ長官之ヲ總會ノ議ニ付ス

行政裁判所

文官普通試驗委員 窪田靜太郎  
文官普通試驗委員 清水澄  
一等二級 正五、勳四關口健一郎

一等一級 文官普通試驗委員 木場貞長  
文官普通試驗委員 渡邊廉吉

### ○警視廳 總町區有樂町 一丁目

警視廳官制	大正二年六月九號(抄)
警視總監	專任一人
警務局長	專任一人
保安部長	專任一人
衛生部長	專任一人
消防部長	專任一人
技部	專任四十六人
防部	專任三人
消防士	專任百六十二人
警部	判任
技部	判任
防部	判任
消防士	判任
警部	判任
技部	判任
防部	判任
消防士	判任

#### 警視廳

一警視總監ハ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ東京府下ノ警察消防及特ニ内務大臣ノ指定スル衛生事務並ニ工務法施行ニ關スル事務ヲ管理シ各省ノ主務ニ關スル事務ニ付テハ各省大臣ノ指揮監督ヲ承ケ

一警視總監ハ部内ノ行政事務ニ付其ノ職權及ハ特別ノ委任ニ依リ管内一般及ハ其ノ一部ニ屬シテ委任スルコトヲ得

一警視總監ハ非常急變ノ場合ニ臨ミ兵力ヲ要シ又ハ警護ノ爲兵備ヲ要スルトキハ東京衛戍總督又ハ師團長ニ移牒シテ出兵ヲ請フコトヲ得

一警視總監ハ其ノ主務ニ付テハ東京府下ノ郡長、島司、市長、區長及町村長ヲ指揮監督ス

一警視總監ハ所部ノ官吏ヲ指揮監督シ委任官ノ功過ハ内務大臣ニ具狀シ判任官以下ノ進退ハ之ヲ行フ

一警視總監ハ廳中處務ノ細則ヲ設クルコトヲ得

一警視總監事故アルトキハ警務部長其ノ職務ヲ代理ス

一警視總監及警務部長共ニ事故アルトキハ内務大臣ニ於テ他ノ高等官ノ一人ヲシテ警視總監ノ職務ヲ代理セシム

一警視總監ハ其ノ官吏ヲシテ其ノ事務ノ一部ヲ臨時代理セシムルコトヲ得

一警視總監ハ其ノ職權ニ屬スル事務ノ一部ヲ警察局長、警部分署長又ハ島司ニ委任スルコトヲ得

一警視總監ハ警察局長、警部分署長又ハ島司ノ處分又ハ命令ニシテ成規ニ違ヒ、公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキ

#### ○總監官房

警視廳官制 大正二年六月九號(抄)

一官房主事ハ警視總監ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

二文書ノ往復及記録編纂ニ關スル事項

三官印及印章ノ保管ニ關スル事項

四各部所成案ノ審査及制規ニ關スル事項

五高等警察ニ關スル事項

六會計ニ關スル事項

七他ノ主管ニ關セサル事項

一官房主事ハ警視總監ノ命ヲ承ケ官房ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

一官房主事事故アルトキハ警視總監ニ於テ其ノ職ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

一警視總監官房ニ屬シ上官ノ命ヲ承ケ事務ヲ掌ル

一總監官房ニ分課ヲ設クルコトヲ要スルトキハ警視總監之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

一警部分署ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

一屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

警視廳

官房主事

高等課長統計主任 石原 磊三  
官報報告主任 文官  
普通試驗委員 文官  
普通試驗委員 文官  
委員消防士考試委  
員 消防士

警視

特別高等課長 文官  
普通試驗委員 文官  
文官普通懲戒委員 黑瀨 弘志  
員 從大 警大

警部

二 正七 警七 松井吉太郎 四 從七 警八 長谷川守三  
五 警五 源三 谷 源七 五 警七 增田傳次郎  
六 警六 清水 義旭 六 正八 警七 甲藤 如水  
七 警七 國島 光信 七 警七 長野 義一  
八 警八 吉田 小作 七 警七 川村真四郎  
九 警九 加々美武夫 七 警七 田淵 義一  
一〇 警一〇 前田 佐門 七 警七 藤島 彦一  
一〇 警一〇 小島 信敏 七 警七 中津俊一郎  
一〇 警一〇 大塚 新吉 八 警八 神崎 清  
一〇 警一〇 人見 健治 八 警八 原 二吉  
一〇 警一〇 岡本 徳次 八 警八 久保 岩熊  
一〇 警一〇 田村 幹次郎 七 警七 林 千太郎  
一〇 警一〇 淺田 福一郎 四 警四 平田 富資  
一〇 警一〇 田村 幹次郎 七 警七 久保 岩熊  
一〇 警一〇 中谷 政一 八 警八 有光 金兵衛

月三 警三 豐庭 治平 月三 警三 藤本五十五郎  
月七 警七 福田 大吉 月七 警七 永江 助二  
月七 警七 住野 銀次郎 月七 警七 入江 才治  
八 警八 湯川 長二 月二 警二 松本 四郎夫  
八 警八 小林 覺太郎 月二 警二 松本 四郎夫  
八 警八 萩原 謙太郎 月二 警二 佐藤 猛男  
月二 警二 手塚 隆夫 月二 警二 佐藤 猛男  
月二 警二 手塚 隆夫 月二 警二 佐藤 猛男

警視廳官制 大正二年六月九日(抄)  
一 警視廳ニ工場監督官ヲ置キ理事官及技師ヲ以テ之ニ充ツ  
二 工場監督官ハ警視廳總監ノ命ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ヲ掌ル  
三 工場監督官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ工場法施行ニ關スル事務ニ從事ス

通譯 虎尾 正助  
警視廳官制 大正二年六月九日(抄)  
一 警視廳ニ監察官二人ヲ置キ警視ヲ以テ之ニ充ツ  
二 監察官ハ警視廳總監ノ命ヲ承ケ警察事務ノ實況ヲ監察ス  
三 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

警視 第一方面 川淵 洽馬  
第二方面 長谷 正成  
警部 泉對信之助 月三 警三 福原 芳  
江口 治 月三 警三 松本 末吉

工場監督官補 正七 宮本貞三郎  
小野 靜  
白川 三郎 五 警五 小野 對馬 完治  
山田 元文 七 警七 佐藤 善吉  
高瀬 眞吾 七 警七 石政 太郎

警務部

警視廳官制 大正二年六月九日(抄)  
一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ  
二 警務ニ關スル事項  
一 部長ハ警視廳總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス  
二 警務部長ハ警察事務ノ執行ニ關シ警視廳總監ノ命ヲ承ケ警察署長以下ヲ指揮監督ス  
三 部長事務アルトキハ警視廳總監ニ於テ其ノ廳ノ官吏ヲシテ其ノ事務ヲ代理セシム

一部ニ分課ヲ設クルコトヲ要スルトキハ警視廳總監之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ  
一 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス  
一 屬ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ從事ス  
一 警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

警務部長 西崎弘太郎 九郎  
文官普通試驗委員 丸山 鶴吉  
文官普通懲戒委員 丸山 鶴吉  
試驗委員長 從大 警大

技師 西崎弘太郎 九郎  
兼務 加々美武夫  
警部 八片野 久藏 (兼)  
七 警七 岩井 精次 三 警三 船尾 芳五郎  
七 警七 岩村 政壽 九 警九 中村 四郎助

警視 松井吉太郎 (兼)  
七 警七 更級 繁 (兼)  
五 警五 森住 政憲 五 警五 尾花 隆太郎  
四 警四 平田 宗紀 六 警六 伊津井 哲夫  
六 警六 山川 秀好 七 警七 小泉 德之助  
六 警六 山川 秀好 七 警七 阪口 鐵雄  
七 警七 吉田 次郎 七 警七 山下 猪之助  
七 警七 川村 貞四郎 七 警七 花井 鐵郎  
七 警七 川村 貞四郎 七 警七 田淵 義雄

保安部 大正二年六月九日(抄)  
一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ  
一 建築警察、風俗警察及危險物取締等ニ關スル事項  
二 營業警察及交通警察等ニ關スル事項  
一 部長ハ警視廳總監ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス  
一部ニ分課ヲ設クルコトヲ要スルトキハ警視廳總監之ヲ定メ内務大臣ニ報告スヘシ

衛生部 大正二年六月九日(抄)  
一 警視廳ニ部ヲ置キ事務ヲ分掌セシムルコト左ノ如シ  
一 衛生警察及衛生ニ關スル事項

警視廳

警視廳

一部長ハ警視廳ノ命ヲ承ケ所部ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

衛生部長

文官普通試験委員 栗本庸勝

技師

衛生検査所長 西崎弘太郎

細菌検査所長防疫官

本 章太

警部

出明嘉源次 七 七 有田章次郎

警署

澁谷 米吉 七 高橋 重雄

技手

柳川 武重 六 錦織 盛重

防疫職員

内務省衛生局長 中川 望

東京市参事會安藤 兼吉

東京市参事會星野 正氣

東京市参事會溝淵 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

東京市参事會角田 真平

東京市参事會野田 兼吉

東京市参事會田 正氣

東京市参事會野 順

警視廳

川村 章夫 (月三三) 中西 亨 (月三三)

警察職員 警察職員設置 令明治四十三年五月

消防部 警視廳官制 令明治四十九年六月

警視廳

消防部長

文官普通試験委員 緒方惟一 消防士考試委員正七 緒方惟一、二官舎

消防司令 庶務課長後七、額賀仙太郎 技師 染川 豊彦

技師 器械課長後七、染川 豊彦 消防士 七馬場由五郎 消防機關士 布川 智通

○警察練習所 警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一警視廳ニ警察練習所ヲ置ク

一警察練習所ハ警察ニ従事スル職員ノ教習及訓練ニ關スル事項ヲ掌ル

一警察練習所長ハ警務部長ヲ以テ之ニ充ツ上ノ官吏ヲ指揮監督ス

所長 警務部長野口 淳吉 警部 關 茂助 花井 鐵郎

警部補 八塚利三郎 山内 秀一 警部 關 茂助 花井 鐵郎

警部補 八塚利三郎 山内 秀一 警部 關 茂助 花井 鐵郎

一三四〇

○消防練習所

警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一警視廳ニ消防練習所ヲ置ク

一消防練習所ハ消防ニ従事スル職員ノ教習及訓練ニ關スル事項ヲ掌ル

一消防練習所長ハ消防部長ヲ以テ之ニ充ツ上ノ官吏ヲ指揮監督ス

所長 消防部長緒方惟一 消防司令額賀仙太郎

技師兼消防司令染川 豊彦 消防士 馬場由五郎 消防機關士 布川 智通

○警察署 警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一東京府下ニ四十九警察署ヲ置ク其ノ管轄區域ハ内務大臣アリト認ムルキハ警察署ノ

警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一東京府下ニ四十九警察署ヲ置ク其ノ管轄區域ハ内務大臣アリト認ムルキハ警察署ノ

警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一東京府下ニ四十九警察署ヲ置ク其ノ管轄區域ハ内務大臣アリト認ムルキハ警察署ノ

警視廳官制 大正二年六月九號(抄) 一東京府下ニ四十九警察署ヲ置ク其ノ管轄區域ハ内務大臣アリト認ムルキハ警察署ノ

一警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部補及巡查ヲ指揮監督ス

一警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ従事シ部下ノ巡查ヲ指揮監督ス

警察署及管轄區域表 大正二年六月十二號

Table with columns for Police Station Name (警察署), District (管轄區域), and other administrative details. Includes entries for various stations like 麹町、千代田、丸の内, etc.

警視廳

警視廳

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

日本橋區 日本橋區内 日本橋區内 日本橋區内

警視廳

Table with multiple columns listing police stations and their respective officers. Includes names like 清水外次郎, 神田錦町, and 神田西神田. The table is organized into several sections, likely representing different districts or administrative units.

警視廳

Table with multiple columns listing police stations and their respective officers. Includes names like 長二光, 神田錦町, and 神田西神田. The table is organized into several sections, likely representing different districts or administrative units.

警視廳

一三四四

**警部補** 北嶋 國助 (月二五) 坂田 芳輔 (月三三) 山本 重造

**○神田外神田警察署** 神田區仲町二丁目  
警視八等十級 署長 正八、警八 柳田 清一  
警部補 (月三三) 橋本 辰彌  
警部補 (月二五) 藤七會田謙四郎 (月二五) 小坂覺四郎  
警部補 (月二四) 森山 徳十

**○日本橋久松町警察署** 日本橋區久松町  
警視五等七級 署長 從大、警大 國宗 鹿太郎  
警部補 (月三〇) 宇都 良一 (月二七) 從八藤井繁次郎  
警部補 (月二二) 山田文次郎 (月二〇) 大河原重範  
警部補 (月二九) 沼本 義雄 (月二八) 徳成 虎雄  
警部補 (月二六) 野川川嶋 早司

**○日本橋堀留警察署** 日本橋區西堀留  
警視七等十級 署長 從七 正力 松太郎

**○京橋築地警察署** 京橋區築地一丁目  
警視五等六級 署長 正六、警五 矢野元三郎  
警部補 (月二六) 相原 豊藏 (月二七) 有松 清治  
警部補 (月二二) 丸茂 利策

**○京橋北紺屋警察署** 京橋區北紺屋町  
警視七等十級 署長 從七、警七 白井 友景  
警部補 (月二四) 瀨月口 操 (月二四) 鷹居 寛  
警部補 (月二二) 宮本 晃

**○芝橋月島警察署** 京橋區新島東町一丁目  
警視六等七級 署長 正七 田中 省吾  
警部補 (月三〇) 田上小一郎 (月二七) 和泉 廣雄

**○芝愛宕警察署** 芝區愛宕町三丁目  
警視五等四級 署長 正六、警五 野田 耕夫  
警部補 (月二八) 竹内 仁作 九 宮澤 文作

**○芝三田警察署** 芝區赤羽町  
警視八等十級 署長 正八、警七 渡邊 紆三郎  
警部補 (月二九) 深谷八十吉 (月二九) 表野龜太郎  
警部補 (月二七) 吉田 安吉 (月二八) 警七 宮内 惣二郎  
警部補 (月二七) 鈴木 寅治 (月二七) 警八 若松 貞助  
警部補 (月二七) 田上 兼吉

**○芝高輪警察署** 芝區二本榎二丁目  
警視七等九級 署長 從七、警六 山下 謙吉

**警部補** 矢口 定吉 (月二八) 都築彌太郎 (月二七) 市丸 熊藏 (月三三) 橋本庄之助

**○麻布烏居坂警察署** 麻布區永坂町  
警視七等十級 署長 從七、警七 蘭部 久五郎  
警部補 (月二九) 遠藤 卯平 (月二七) 警七 沖村 宮吉  
警部補 (月二四) 小林 牛一

**○麻布六本木警察署** 麻布區材木町  
警視七等十一級 署長 從七、警七 葛原 新次郎  
警部補 (月三〇) 倉持菊之助 (月二五) 宇都喜之助

**○赤坂表町警察署** 赤坂區表町三丁目  
警視五等六級 署長 正六、警五 黒川 隆信  
警部補 (月三〇) 中村 義正 (月二七) 警八 清水 佐平  
警部補 (月二〇) 田中 兵衛

**○赤坂青山警察署** 赤坂區青山南町五丁目  
警視六等九級 署長 正七 翠 川 潔  
警部補 (月三〇) 警八 門脇 敏綱 (月二八) 警七 定方清三郎

**○四谷警察署** 四谷區左門町  
警視六等九級 署長 正七 二 浦 碌郎  
警部補 (月三〇) 警七 松原 傳之輔 (月二六) 富岡 龜藏  
警部補 (月二二) 田中 米治 (月二二) 田村 兵吾

**○牛込神樂坂警察署** 牛込區神樂町一丁目  
警視五等七級 署長 從六、警六 福嶋 俊作  
警部補 (月二六) 齊藤 清吾 (月二三) 小嶋謙太郎  
警部補 (月二二) 佐藤 徳衛 (月二二) 石館榮三郎

**○牛込早稲田警察署** 牛込區早稲田町  
警視八等十級 署長 從七、警六 山田 一 隆  
警部補 (月二八) 山賀 武司 (月二九) 長田道之助  
警部補 (月二八) 齊藤 尚雪 (月二八) 前田 誠孝

**○小石川富坂警察署** 小石川區表町  
警視六等七級 署長 正七 水上 七郎  
警部補 (月三〇) 警七 加茂 太五郎 (月二九) 吉川 直治  
警部補 (月二八) 角田 長藏 (月二六) 古屋 辰重

**○小石川大塚警察署** 小石川區音羽町三丁目  
警視七等十級 署長 從七 立川 太郎  
警部補 (月二八) 警八 佐野 與一 (月二三) 警八 前田 善平

**○本郷本富士警察署** 本郷區本富士町  
警視五等七級 署長 從六、警六 前田 兼實  
警部補 (月三〇) 山賀 武司 (月二九) 長田道之助  
警部補 (月二八) 齊藤 尚雪 (月二八) 前田 誠孝

警視廳

一三四五

**○本郷駒込警察署** 本郷區駒込神明町  
警視七等八級 署長 從七、勳七 成澤 貞致  
警部補 五味田 秀 (月二五) 平川 一丸  
警部補 下谷區車坂町  
警視五等六級 署長 從大、勳大 本堂 平四郎  
警部 小岩喜一郎 九 須山 敏雄  
警部補 小菅野 茂 (月二八) 樋口 庄作  
警部補 橋本庄之丞 (月二六) 木村 長才  
警部補 須藤 吉馬  
警部補 須藤 吉馬

**○下谷上野警察署** 下谷區上野  
警視五等六級 署長 從大、勳大 市村 幸治郎  
警部 萩野谷信順  
警部補 織原政次郎 (月二七) 勳八 吉田 菊松  
警部補 伊藤昌太郎 (月二四) 手塚 春吉

**○下谷坂本警察署** 下谷區上根岸町  
警視七等九級 署長 從七、勳大 村 幸治郎  
警部 萩野谷信順  
警部補 織原政次郎 (月二七) 勳八 吉田 菊松  
警部補 伊藤昌太郎 (月二四) 手塚 春吉

**○下谷谷中警察署** 下谷區上野  
警視五等六級 署長 從大 對馬 郁之進  
警部 櫻木町

**○淺草象洞警察署** 淺草區象洞町  
警視五等四級 署長 從大、勳五 佐々木 貞七  
警部 久保田貞之助 (月三三) 緒方 重雄  
警部補 桑原良一郎 (月二八) 勳八 黒木 文次郎  
警部補 泉 武一 (月二四) 高橋 勇太郎  
警部補 野田 竹一 (月二二) 野田 竹一

**○淺草日本堤警察署** 淺草區日本堤  
警視七等十級 署長 從七、勳大 齋藤 盛晃  
警部 田口吉次郎  
警部補 瀧川 清治 (月二五) 武藤 哲彌  
警部補 長澤源二郎

**○淺草南元町警察署** 淺草區南元町  
警視七等十級 署長 從七 生駒 高常  
警部 永田 純孝

**○本所相生警察署** 本所區相生町  
警視五等七級 署長 從大、勳大 三原 鹿三  
警部 岸本 太郎 (月二二) 勳八 増子 鳳平  
警部補 本所區相生町 三丁目

**○本所太平警察署** 本所區太平町  
警視七等十級 署長 從七 本間 太郎  
警部 小野 嘉武 (月二四) 松本 安太郎  
警部補 吉川 澄一

**○本所原庭警察署** 本所區北新町  
警視七等十級 署長 從七 竹上 六三郎  
警部 櫻井勝太郎 (月二七) 岩淵 千平  
警部補 藤村 健太

**○本所向島警察署** 本所區小梅瓦町  
警視七等十級 署長 從七 池田 清  
警部 渡部 源治 (月二二) 渡邊 正史  
警部補 渡部 源治 (月二二) 渡邊 正史

**○深川西平野警察署** 深川區西平野町  
警視五等七級 署長 從大、勳五 大山 真弘  
警部 山本 正一  
警部補 山本 正一

**○深川扇橋警察署** 深川區東町  
警視八等十級 署長 正八、勳七 力丸 毅  
警部 八郎

**○品川警察署** 荏原區品川町  
警視六等八級 署長 正七 弘田 久壽治  
警部 荏原區品川町 大字南品川宿  
警部補 荏原區品川町 大字南品川宿

**○板橋警察署** 北豐島區板橋町  
警視四等 署長 從七、勳七 山田 直記

**○新宿警察署** 豐多摩區內藤新宿町  
警視六等八級 署長 正七、勳大 鈴木 元吉  
警部 永田正之助 (月二二) 水谷 盛之  
警部補 長谷川 一治

**○澁谷警察署** 豐多摩區澁谷町  
警視五等 署長 正七、勳大 鈴木 元吉  
警部 長谷川 一治  
警部補 長谷川 一治

**○板橋警察署** 北豐島區板橋町  
警視四等 署長 從七、勳七 山田 直記

**○品川警察署** 荏原區品川町  
警視六等八級 署長 正七 弘田 久壽治  
警部 荏原區品川町 大字南品川宿  
警部補 荏原區品川町 大字南品川宿

**○淺草南元町警察署** 淺草區南元町  
警視七等十級 署長 從七 生駒 高常  
警部 永田 純孝

**○本所相生警察署** 本所區相生町  
警視五等七級 署長 從大、勳大 三原 鹿三  
警部 岸本 太郎 (月二二) 勳八 増子 鳳平  
警部補 本所區相生町 三丁目

**○本所太平警察署** 本所區太平町  
警視七等十級 署長 從七 本間 太郎  
警部 小野 嘉武 (月二四) 松本 安太郎  
警部補 吉川 澄一



警視廳

一三四八

警部補 (月二九) 伊能 萬美 (月二六) 池上喜一郎  
 (月二五) 金内庄之助 (月二三) 山崎文太郎  
 ○板橋警察署王子分署 北葛飾區王子町大字王子  
 警部七 中村 吉彰  
 分署長  
 警部補 (月二八) 池田 幸藏 (月二四) 新納七太郎  
 ○千住警察署 南足立郡千住町 大字千住一丁目  
 警部五 新納 軍吉  
 署長  
 警部補 (月三〇) 伊佐藤 鶴松 (月二六) 高野 龜松  
 (月二五) 小谷 爲央 (月二四) 加藤 曉  
 ○小松川警察署 南葛飾郡小松川村  
 警部七 高野 多助  
 署長  
 警部補 (月三〇) 岡田幸治郎 (月二八) 中村巳之吉  
 (月二七) 龜田 正憲 (月二二) 安樂 兼志  
 ○八王子警察署 南多摩郡八王子町 大字木町  
 警視 八等十級 正八高橋 義信  
 署長  
 警部九 福田 政雄  
 警部補 (月二九) 鈴木 圭九 (月二八) 太田 義正  
 (月二三) 鹿野七右衛門  
 ○八王子警察署町田分署 南多摩郡町田村大字町田  
 警部七 町田 昌  
 分署長  
 ○府中警察署 北多摩郡府中町  
 警部五 木島 忠義  
 署長  
 警部補 (月二七) 庄村 友一 (月二三) 野八鈴木政太郎  
 ○府中警察署田無分署 北多摩郡田無町  
 警部七 石川 倉吉  
 分署長  
 警部補 (月二六) 米山 延一  
 ○青梅警察署 西多摩郡青梅町 大字青梅  
 警部七 關根勝太郎  
 署長  
 警部補 (月二五) 村上誠太郎 (月二五) 宮本小三郎  
 ○青梅警察署五日市分署 西多摩郡五日市町 大字五日市  
 警部七

分署長  
 ○小笠原島在勤 野八上竹 賢治  
 警部七 野七山内喜納次  
 ○伊豆國八丈島在勤 野八八川畑 徳二  
 警部七 野八八根尾 保民  
 ○伊豆國新島在勤 野八八根尾 保民  
 警部七 柏倉 謙藏  
 ○伊豆國大島在勤 野八八根尾 保民  
 警部七 柏倉 謙藏

消防署  
 警視廳官制(大正二年六月勅(抄))  
 一 東京府下ニ六消防署ヲ置ク  
 警視廳監署アリト認ムルトキハ消防署ノ  
 下ニ消防分署ヲ置クコトヲ得  
 一 消防署長ハ消防司令又ハ消防士、消防分署  
 長ハ消防士又ハ消防機關士ヲ以テ之ニ充ツ  
 消防署長及消防分署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ  
 其ノ主管ノ事務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮  
 監督ス  
 一 消防士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ從事  
 シ部下ノ消防手ヲ指揮監督ス  
 一 消防機關士ハ上官ノ指揮ヲ承ケ消防機關ノ  
 運用ニ從事ス

一 警視廳官制ノ規定ニ依リ消防司令ヲ以テ消  
 防署長ニ充ツル消防署左ノ通之ヲ指定ス  
 三年十一月内務省  
 告示第六十九號  
 第一消防署 第五消防署

○第一消防署 日本橋區坂本町  
 消防司令七等十二級 野七野六河田莊太郎  
 署長  
 消防士十 原田 悦藏  
 消防機關士九 野八高橋春太郎  
 ○第二消防署 芝區愛宕町三丁目  
 署長 七 伊藤源三郎  
 消防機關士十 藤田惣三郎  
 岡村 傳藏  
 ○第三消防署 麩町區麩町十丁目  
 署長 (月三三) 野七小泉壽之助  
 (月三二) 野七功大清津 新藏  
 消防機關士(月三三) 野八伊藤萬太郎  
 ○第四消防署 本郷區本富士町  
 署長 五 野七野七谷口 直志

○第五消防署 市村左源太  
 消防機關士(月三三) 増見 三良  
 署長 野七前田 豐彦  
 消防機關士九 里吉久次郎  
 伊藤三治郎  
 ○第六消防署 深川區東森下町  
 署長 大 野八野八岩佐 義一  
 (月三三) 杉浦 泰  
 消防機關士(月二八) 野七平山東一郎

警視廳

一三四九

# 貴族院事務局

麹町區内幸町

議院法 明治二十二年二月二日(抄)

一 貴族院ニ書記官長一人書記官數人ヲ置ク  
 書記官長ハ勅任トシ書記官ハ奏任トス  
 一 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ管理シ公文ニ署名ス  
 書記官ハ議事録及其ノ他ノ文書案ヲ作り事務ヲ掌理ス  
 書記官ノ外他ノ必要ナル職員ハ書記官長之ヲ任ス

貴族院事務局官制 明治二十三年七月(抄)

一 貴族院事務局ノ職員ハ左ノ如シ  
 書記官長 專任三人  
 書記官 十人  
 速記技手 十八人  
 守衛長 一人  
 守衛番長 一人  
 一 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス  
 局中ノ分課及職員ノ配置ハ書記官長之ヲ定ム  
 一 書記官ハ書記官長ノ指揮監督ヲ承ケ議事記録筆記印刷庶務會計等ニ關スル事務ヲ分掌ス  
 一 書記官長故障アルトキハ上席書記官其ノ職務ヲ代理ス  
 一 屬及速記技手ハ判任トス書記官長ノ定ムル

## 貴族院事務局

所ニ依リ各其ノ事務ニ從フ  
 一 守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス  
 一 守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス  
 一 貴族院事務局ニ屬定員以內ニ於テ技手二人ヲ置クコトヲ得 明治三十年十一月三號  
 書記官長 二級二級 正五、四、柳田 國男  
 書記官  
 庶務課長 兼 議事課 勅務委員 課勤務文  
 官 普通試験委員 長 宮田 光雄  
 官 普通懲戒委員 官 報報告主任 正六、一三九  
 委員課長 兼 議事課 勅務委員 課勤務文  
 官 普通 河井 彌八  
 通懲戒委員 正六、五三  
 議事課長 兼 委員 課勤務文 官 普通 成 瀬 達  
 通懲戒委員 正七、市谷村、五一  
 委員課勤務 長 谷川 赴夫  
 議事課勤務 正五、五、四、八

一 屬  
 速記技手 川村 種次  
 正七、七、今井小七郎  
 中村 喜信  
 健夫 三 服部龜五郎  
 七等八級  
 速記技手 川村 種次  
 正七、七、今井小七郎  
 中村 喜信  
 健夫 三 服部龜五郎

三 主任書記 花房崎太郎 七、澤山 新一  
 四 矢野勝太郎  
 速記技手  
 伊藤新太郎 (月〇〇) 七、藤野 孝卿  
 山口金太郎 (月〇〇) 小宮八十二  
 月江 篤英 小倉 惠  
 川守田 武一 上野山六郎  
 宮澤 產七 石橋 徳作  
 守衛長 (月三三) 藤野 信  
 守衛番長 (月三三)

# 衆議院事務局

麹町區内幸町

議院法 明治二十二年二月二號(抄)

衆議院事務局官制 明治二十三年七月(抄)  
 衆議院事務局ノ職員ハ左ノ如シ

- 書記官長 一人
- 書記官 專任三人
- 速記技手 十八人
- 守衛長 一人
- 守衛番長 一人
- 書記官長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス
- 書記官ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ掌理ス
- 速記技手ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官長之ヲ任ス
- 守衛長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス
- 守衛番長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官長之ヲ任ス
- 書記官ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官ノ事務ヲ掌理ス
- 速記技手ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官長之ヲ任ス
- 守衛長ハ議長ノ指揮ニ依リ局中一切ノ事務ヲ監督ス
- 守衛番長ハ議長ノ指揮ニ依リ書記官長之ヲ任ス

所ニ依リ各其ノ事務ニ從フ  
 一 守衛長ハ判任トス守衛番長以下ヲ部署シ院中ノ取締ニ任ス  
 二 守衛番長ハ判任トス守衛長ヲ助ケ守衛ヲ指揮シ守衛長事故アルトキハ其職務ヲ代理ス  
 三 衆議院事務局ニ屬定員以內ニ於テ技手二人ヲ置クコトヲ得 明治三十年十一月  
 衆議院事務局ニ屬定員以內ニ於テ技手二人ヲ置クコトヲ得 明治三十年十一月

書記官長 岡崎 國臣  
 書記官 長岡 義典  
 書記官 津久井 利行  
 書記官 中村 藤兵衛  
 書記官 土岐 定應

速記技手  
 新井田 次郎  
 武田 直次郎  
 福井 順作  
 小澤 鶴松  
 尾張 捨吉郎  
 伊内 太郎  
 田口 敬三  
 喜多川 孝太郎  
 杉山 直喜

守衛長 眞雄  
 守衛番長 眞雄

正七、大横田 四郎  
 三宅 錫之助

一 正七、春日井 兼太郎  
 二 正七、細川 昌孝  
 三 眞雄  
 四 岡田 昌毅  
 五 眞雄  
 六 眞雄  
 七 眞雄  
 八 眞雄

友野 茂三郎  
 袴沼 柳作  
 猪飼 鐵太郎  
 坂井 爲次  
 納谷 直次郎  
 石橋 政二  
 鈴木 泰吉  
 小島 誠之進

眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄

眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄

眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄  
 眞雄

### ○文官高等懲戒委員會

勸告區永田町樞密院事務局内

#### 文官懲戒令

明治三十三年三月(抄)

- 一 文官高等懲戒委員會ハ委員長一人委員六人ヲ以テ組織ス
- 一 委員長ハ樞密顧問官ノ中ヨリ委員ハ行政裁判所長官 勸告行政裁判所評定官 勸告判事及其ノ他ノ勸告文官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス
- 一 委員會ニ豫備委員六人ヲ置キ前項ノ例ニ依リ之ヲ命ス
- 一 委員會ハ委員長及委員ヲ併セ五人以上出席スルニ非サレハ會議ヲ開クコトヲ得ス
- 一 委員會ノ議事ハ多數ニ依リ之ヲ決ス可否同數ナルトキハ委員長之ヲ決ス
- 一 委員長事故アルトキハ上席ノ委員之ヲ代理ス
- 一 委員中事故アルトキ又ハ副員アルトキハ委員長ハ豫備委員ノ中ヨリ代理ヲ命ス
- 一 委員及豫備委員ノ任期ハ三年トス
- 一 委員及豫備委員中副員アリテ補闕ノ爲任命セラレタル者ハ前任者ノ殘任期間在任ス
- 一 委員長及委員ハ左ノ事項ニ該當スルトキハ之ヲ免ス
  - 一 其ノ官職ヲ失ヒタルトキ
  - 二 委員會所在地以外ニ任所ヲ轉シタルトキ
- 一 委員會ニ幹事一人ヲ置ク
- 一 幹事ハ高等官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ヲ命ス

- 一 幹事ハ委員長ノ命ヲ承ケ委員會ノ議事ヲ準備シ庶務ヲ統理ス
- 一 委員會ニ書記三人ヲ置ク
- 一 書記ハ判任官ノ中ヨリ委員長之ヲ命ス
- 一 書記ハ幹事ノ命ヲ承ケ庶務ニ從事ス

#### 委員長

樞密顧問官 蜂須賀茂韶

#### 委員

行政裁判所長官 法學博士 岡野敬次郎

行政裁判所評定官 窪田靜太郎

内務次官 久保田政周

法制局長官 法學博士 高橋作衛

大藏次官 菅原通敬

判事 大倉鈕藏

豫備委員

文部次官 福原鏡二郎

農商務次官 上山滿之進

逓信次官 湯河元臣

判事 磯谷幸次郎

行政裁判所評定官 關口健一郎

樞密院書記官 入江貫一

幹事

東京帝國大學醫科 青山胤通

大學教授 醫學博士 正五、野田根 正次

書記

樞密顧問官 小野田松次郎

### 文官高等懲戒委員會

（Faint, mostly illegible text, likely a list or report content.)

○會計検査官懲戒裁判所

密院事務所内

會計検査官懲戒法明治三十三年三月(抄)

- 一懲戒裁判所ニ長官一人裁判官六人豫備裁判官六人ヲ置ク
- 一長官ハ樞密顧問官ノ中ヨリ裁判官ノ中三人ハ大審院判事三人ハ會計検査院長ヲ加ヘ會計検査官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 一豫備裁判官ハ前項ノ例ニ準シ之ニ補ス
- 一長官裁判官及豫備裁判官ノ任期ハ三年トス但シ補闕ノ爲補職セラレタル者ノ任期ハ前任者ノ殘任期間トス
- 一懲戒裁判所ハ長官及裁判官ヲ併セ七人ノ列席合議ヲ以テ裁判ス
- 一懲戒裁判所ニ於テハ長官ヲ以テ裁判長トシ長官事故アルトキハ上席裁判官ヲ以テ裁判長トス
- 一裁判官事故アルトキハ其ノ同一官廳ヨリ出テタル豫備裁判官ノ中ヨリ長官其ノ代理ヲ命ス
- 一懲戒裁判所ノ裁判ノ評議ニ關シテハ裁判所ニ規定ノ規定ヲ準用ス
- 一懲戒裁判所ニ檢察官一人及豫備檢察官一人ヲ置ク
- 一檢察官及豫備檢察官ハ大審院勅任檢事ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ奏請ニ依リ之ニ補ス
- 一懲戒裁判所ニ書記三人ヲ置ク
- 一書記ハ判任官ノ中ヨリ長官之ヲ命ス

檢察官

豫備檢察官

書記

檢事 平沼 一 郎

檢事 板倉 松 太 郎

豫備所 野田 松 次 郎

書記 小林 榮 吉

○行政裁判所長官評定  
官懲戒裁判所

麹町區永田町樞密院事務所内

行政裁判所長官評定官懲戒令 三十九

三十九年七月四日令(抄)

三十九年七月四日令(抄)

一懲戒裁判所ニ裁判長一人裁判官六人豫備裁

判官六人ヲ置ク

裁判長ハ文官高等懲戒委員長、裁判官ハ文

官高等懲戒委員、豫備裁判官ハ文官高等懲

戒豫備委員ヲ以テ之ニ充ツ

一懲戒裁判所ニ檢察官一人ヲ置ク

檢察官ハ勅任檢察官ノ中ヨリ内閣總理大臣ノ

奏請ニ依リ之ヲ命ス

一懲戒裁判所ニ書記五人ヲ置キ内三人ハ文官

高等懲戒委員會書記ヲ以テ之ニ充テ二人ハ

大審院書記ノ中ヨリ裁判長之ヲ命ス

裁判長 樞密顧問官 蜂須賀茂韶

裁判官 行政裁判所長官 岡野敬次郎

行政裁判所評定官 窪田靜太郎

内務次官 久保田政周

法制局長官 高橋作衛

大藏次官 菅原通敬

判事 大倉鈕藏

豫備裁判官 文部次官 福原鏝二郎

農商務次官 上山滿之進

逓信次官 湯河元臣

判事 磯谷幸次郎

行政裁判所評定官 關口健一郎

檢察官 平沼騏一郎

書記 櫻井成瀨

櫻井伊藤 邑雄

櫻井小林 榮吉

櫻井野田 松次郎

行政裁判所長官評定官懲戒裁判所

高等捕獲審檢所及捕獲審檢所

捕獲審檢令(明治二十七年八月(抄) 第四百九十九號)

第一章 捕獲審檢所高等捕獲審檢所組織及職權

第一條 捕獲事件ハ第一次ニ於テ捕獲審檢所第二次ニ於テ高等捕獲審檢所之ヲ檢定ス

第二條 各捕獲審檢所ニ長官一人及評定官八人ヲ置ク

長官ハ勅任判事ヲ以テ之ニ補ス

評定官ハ左ノ各號ニ掲ケタル者ヨリ之ニ補ス

一 判事

二 海軍將校

三 海軍省參事官及主理

四 法制局參事官

五 外務省參事官、外務書記官、外交官及領事官

第三條 高等捕獲審檢所ニ長官一人及評定官十八人ヲ置ク

長官ハ樞密顧問官ヲ以テ之ニ補ス

評定官ノ中一人ハ樞密顧問官二人ハ海軍將官三人ハ大審院ノ判事、一人ハ法制局長官、一人ハ外務省政務局長、二人ハ其ノ他ノ高等行政官ヲ以テ之ニ補ス

第四條 捕獲審檢所長官及高等捕獲審檢所長官ハ各其ノ審檢所ノ事務ヲ總理シ自ラ審檢ノ首席トナリ檢察アルトキハ各其ノ審檢所ノ評定官ニ首席ヲ命スルコトヲ得

第五條 各捕獲審檢所ニ檢察官三人、高等捕獲審檢所ニ檢察官二人ヲ置ク

檢察官ハ主理、檢事及高等行政官ノ中ヨリ之ニ補ス

第六條 高等捕獲審檢所ニ專任事務官二人ヲ置ク

事務官ハ奏任トシ其ノ官等及俸給ハ各省書記官ノ例ニ依ル

第七條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ長官評定官及檢察官ハ内閣總理大臣ノ上奏ニ依リ之ニ補ス

第八條 各捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ニ書記ヲ置ク

書記ハ判任官ノ中又ハ其ノ他ヨリ各長官之ヲ命ス

第九條 各捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官ヲ併セテ五人以上ノ列席合議ヲ要ス但内二人ハ判事ヨリ補セラレタル者タルヘシ

第十條 高等捕獲審檢所ノ審檢ハ首席及評定官ヲ併セテ七人以上ノ列席ヲ要ス

第十一條 捕獲審檢所及高等捕獲審檢所ノ開閉ハ臨時勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第十二條 高等捕獲審檢所ハ之ヲ東京ニ置ク捕獲審檢所ノ位置ハ勅令ヲ定ムル所ニ依ル

第十三條 第二章 捕獲審檢手續

第十四條 拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ指揮官ハ拿捕シタル船舶ヲ捕獲審檢所所在ノ港内ニ引致シ又ハ代理士官ヲ其ノ船内ニ乗込マシメ同港ニ回港ヲ命ジ到達ノ上供述書ヲ添ヘ之ヲ審檢所ニ引渡スヘシ但其ノ船舶ヲ引致シ難キ事由アルトキハ供述書ノミヲ提出スルコトヲ得

第十五條 供述書ニハ拿捕ヲ行ヒタル理由並ニ其ノ行為ノ正當ナルヲ證スヘキ一切ノ事實ヲ記載シ之ニ拿捕シタル船舶ノ船長若クハ海員ヨリ受取リ又ハ其ノ船内ニ於テ發見シタル一切ノ帳簿及書類ヲ添附スヘシ

第十六條 捕獲審檢所長官第十條ノ供述書ヲ受取リタルトキハ其ノ事件ニ付キ評定官ノ一名ヲ指名シテ擔任評定官トスヘシ

第十七條 擔任評定官ハ直ニ指揮官又ハ代理士官並ニ拿捕セラレタル船舶ノ船長ノ面前ニ以テ提出書類ヲ開封シ其ノ目錄ヲ調製スヘシ

第十八條 擔任評定官前項ノ手續ヲ了ヘタルトキハ拿捕シタル船舶及其ノ搭載物件ヲ臨檢シテ船長ヲ立會ハシメ詳細ナル物件目錄ヲ調製スヘシ

第十九條 前條第一項但書ノ場合ニ於テハ前項ニ依ラサルコトヲ得

第二十條 擔任評定官ハ拿捕セラレタル船舶ノ船長及海員ノ申供ヲ聽取リ又必要ト認ムルトキハ拿捕ヲ行ヒタル艦船ノ乗員並ニ拿捕セラレタル船舶ノ乗客ノ申供ヲ聽取リ書記ヲシテ筆記セシムヘシ

第二十一條 擔任評定官必要アリト認ムルトキハ鑑定人ヲ命ジ事項ヲ指定シテ之ヲ鑑定セシムルコトヲ得

第二十二條 擔任評定官拿捕ノ全部若クハ一部ヲ捕獲トスヘキカ又ハ解放スヘキカラ檢定スルニ必要ト認ムル事實ヲ調査ラシヘタルトキハ其ノ調査書ヲ作り之ニ第十條ノ供述書及其ノ附屬書類ヲ添ヘ捕獲審檢所檢察官ニ送付スヘシ

第二十三條 檢察官ハ檢定ニ屬スル意見書ヲ作り其ノ送付ヲ受ケタル一切ノ書類ヲ添ヘ捕獲審檢所ニ提出スヘシ

高等捕獲審檢所

佐世保捕獲審檢所

一三六一

高等捕獲審檢所 佐世保捕獲審檢所

一三二八二

檢察官意見書ヲ作ル爲ニ必要トスルトキハ  
事項ヲ指定シテ其ノ調査ヲ擔任評定官ニ求  
ムルコトヲ得

第十五條 檢察官ノ意見書ニ於テ拿捕シタル  
物件ヲ即時解放スヘキ旨ヲ主張シ捕獲審檢  
所ニ於テモ亦之ヲ正當ト認ムルトキハ捕獲  
審檢所ハ即時解放ノ檢定書ヲ作り之ヲ檢察  
官ニ送付スヘシ

第十六條 檢察官ノ意見書ニ於テ捕獲ト檢定  
スヘキコトヲ主張スル場合竝ニ捕獲審檢所  
ニ於テ檢察官ノ即時解放ヲ主張スル意見書  
ヲ不當ト認ムル場合ニ於テハ捕獲審檢所ハ  
公告ノ手續ヲ爲スヘシ

前項ノ公告ニハ利害關係人ハ官報公告ノ翌  
日ヨリ起算シテ三十日以内ニ書面ヲ以テ訴  
願スルコトヲ得ル旨ヲ記載シ之ヲ官報及帝  
國內ニ於テ外國語ヲ以テ發刊スル二種以上  
ノ新聞紙ニ掲載スヘシ

前項ノ期間内ニ訴願書ヲ差出ス者ナキトキ  
ハ捕獲審檢所ハ直ニ審檢ノ手續ヲ爲スヘシ  
但檢察官ノ申請アルトキハ別ニ審問ノ手續  
ヲ爲サズ直ニ檢定ヲ爲シ檢定書ヲ檢察官ニ  
送付スヘシ

第十六條ノ二 不法ノ拿捕ニ因リ直接ノ損害  
ヲ受ケタリトスル者ハ捕獲審檢所ニ其ノ賠  
償ノ訴願ヲ提起スルコトヲ得

前項ノ訴願ハ即時解放ノ檢定ヲ爲シタル場  
合ニ於テハ檢定ノ要旨ヲ官報ニ掲載シタル  
翌日ヨリ起算シ三十日以内ニ其ノ他ノ場  
合ニ在リテハ第十六條第二項ニ規定スル期  
間内ニ之ヲ爲スヘシ

第十七條 訴願書ニハ訴願ノ要旨ヲ述ヘ其ノ  
證據ト爲ルヘキ書類物件ヲ添付スヘシ

訴願人ハ帝國ノ辯護士ニ限り之ヲ代理人ト  
爲スコトヲ得

第十七條ノ二 訴願人又ハ其ノ代理人捕獲審  
檢所所在地ニ住所ヲ有セザルトキハ書類ノ  
送達ヲ受ケタル爲其ノ所在地ニ居住所ヲ定メ  
捕獲審檢所ニ届出ヲ爲ササルトキハ書類ノ送達ハ  
前項ノ届出ヲ爲ササルトキハ書類ノ送達ハ  
郵便ニ付シテ之ヲ爲ス此ノ場合ニ於テ本令  
ニ定メタル期間ハ郵便ニ付シタル日ヨリ起  
算ス

第十八條 訴願期間内ニ訴願書ヲ差出シタル  
モノアルトキハ日時ヲ指定シテ口頭審問ヲ  
開キ檢察官及訴願人ヲシテ陳述ヲ爲サシム  
但訴願人許可ヲ得シテ開席シタルトキハ  
國席ノ儘審問ヲ開クコトヲ得

口頭審問ヲ了ヘタルトキハ檢定書ヲ作り直  
ニ又ハ日時ヲ指定シテ之ヲ宣告スヘシ但訴  
願人ノ出席ヲ必要トセス

第十九條 捕獲審檢所ニ於テ檢定ニ至ルマテ  
ノ間更ニ證據調査ヲ必要トスルトキハ其ノ  
調査ヲ擔任評定官ニ命スルコトヲ得

檢察官及訴願人ハ檢定ニ至ルマテノ間新ナ  
ル事實及證據ヲ提出スルコトヲ得

前二項ノ場合ニ於テ捕獲審檢所ハ必要アリ  
ト認ムルトキハ更ニ口頭審問ヲ開クコトヲ  
得

第二十條 前條條ノ外捕獲審檢所ノ審檢ノ手  
續ニ關スル規程ハ同審檢所ニ於テ定ム

第二十一條 檢察官及訴願人ハ捕獲審檢所ノ  
檢定ニ對シ高等捕獲審檢所ニ抗議ヲ爲スコ  
トヲ得

第二十二條 抗議ノ期間ハ檢定宣告又ハ檢定  
書送付ノ翌日ヨリ起算シテ二十日トス

第二十三條 抗議ハ抗議書ヲ捕獲審檢所ニ提  
出シテ之ヲ爲スヘシ

抗議書ニハ抗議ノ要旨ヲ述ヘ其ノ理由ヲ詳  
記スヘシ

訴願人ノ抗議書ニハ帝國ノ辯護士ノ記名ヲ  
要ス

第二十三條ノ二 捕獲審檢所ハ方式ニ違ヒ又  
ハ期間ヲ經過シタル抗議ハ之ヲ却下スヘシ  
方式ニ違ヒタル場合ニシテ年月日宛名其  
ノ他重要ナル事項ニ付テハ捕獲審檢所  
ハ補正ヲ命スルコトヲ得

第二十四條 捕獲審檢所ハ前條ニ依リテ却下  
スヘキ場合ヲ除ク外檢察官ノ抗議書ハ其  
ノ原本ヲ訴願人ニ送達シ訴願人ノ抗議書ハ  
之ヲ檢察官ニ示シ十日ノ期間内ニ答辯書ヲ  
差出サシム

前項訴願人ノ答辯書ニハ帝國ノ辯護士ノ記  
名ヲ要ス

第二十四條ノ二 捕獲審檢所必要アリト認ム  
ルトキハ第十六條第十六條ノ二第二十二條  
及第二十四條ノ期間ヲ延長スルコトヲ得

第二十五條 答辯期間ヲ經過シタルトキハ捕  
獲審檢所ハ抗議ノ書類ヲ高等捕獲審檢所ニ  
回送スヘシ

高等捕獲審檢所ニ於テ更ニ事實若クハ證據  
ノ調査ヲ要スト認ムルトキハ前項ノ書類ヲ  
捕獲審檢所ニ返送シテ調査ヲ命ス

捕獲審檢所ハ擔任評定官ヲシテ前項ノ調査  
ヲ爲サシム其ノ書類ハ之ヲ高等捕獲審檢所  
ニ提出スル前檢察官及訴願人ニ示スヘシ

第二十六條 高等捕獲審檢所ハ書類ニ依リ檢  
定ヲ爲シ檢定書ノ原本ヲ原檢定ヲ爲シタル  
捕獲審檢所ノ檢察官及訴願人ニ送付スヘシ

第二十六條ノ二 捕獲審檢所及高等捕獲審檢  
所ノ檢定確定シタルトキハ其ノ要旨ヲ官報  
ニ掲載スヘシ

第二十六條ノ三 捕獲審檢所及高等捕獲審檢  
所ニ於テハ日本語ヲ用フ

日本語ニ通セザル者ヲ取調フルトキハ通事  
ヲ用フルコトヲ得

第二十七條 高等捕獲審檢所ノ審檢ノ手續ニ  
關スル規程ハ同審檢所ニ於テ定ム

第二十八條 捕獲ト檢定セラレタル物件ハ國  
所所得トス

第二十九條 捕獲審檢所ハ拿捕シタル船舶及  
貨物ノ保管ヲ檢定執行ニ至ル迄ノ間海軍軍  
衛ニ委託スヘシ

海軍軍衛ハ海軍大臣ノ定ムル所ニ依リ前項  
ノ船舶及貨物ヲ保管スヘシ

第三十條 檢定ノ執行ハ捕獲審檢所ノ檢察官  
之ヲ爲ス

捕獲審檢所ノ檢察官ハ檢定ノ執行ニ關シ海  
軍軍衛ノ援助ヲ求メ及警察官吏ヲ使用スル  
コトヲ得

第三十一條 本章ノ規程ハ特別ノ事情ニ依リ  
船舶ヲ引致セサル場合ニ於テモ施行シ得ヘ  
キ範圍ニ於テ之ヲ準用ス

○高等捕獲審檢所

長官 樞密顧問官 文部博士 都筑 馨六  
評定官 樞密顧問官 法律博士 野田 潤次郎  
判事 馬場 愿治

○佐世保捕獲審檢所

長官 判事 手塚 太郎  
評定官 判事 乾 孚志  
外務書記官 法律博士 長岡 春一

高等捕獲審檢所 佐世保捕獲審檢所

一三二八二

判事 橋田 丈一郎  
判事 高橋 秀雄  
海軍中將 枋 内曾次郎  
外務省通商局長 坂田 重次郎  
外務省政務局長 小池 重造  
海軍少將 秋山 眞之  
法制局參事官 法律博士 松本 丞治

檢察官 樞密院書記官長 有松 英義  
司法次官 法律博士 鈴木 喜三郎  
海軍省參事官 山川 瑞夫  
法制局參事官 馬場 鉄一  
樞密院書記官 二上 兵治  
樞密院書記官 江貫 一

書記 司法廳 谷村 銀次郎  
樞密院 野田 松次郎  
司法廳 高橋 治俊  
樞密院 堀田 宏

海軍中佐 小松 直幹  
判事 谷岡 熊吉  
主理 松岡 温  
法制局參事官 廣瀬 温  
檢察官 檢事 武田 乙次郎  
檢事 小山 松吉  
主理 染川 源之丞

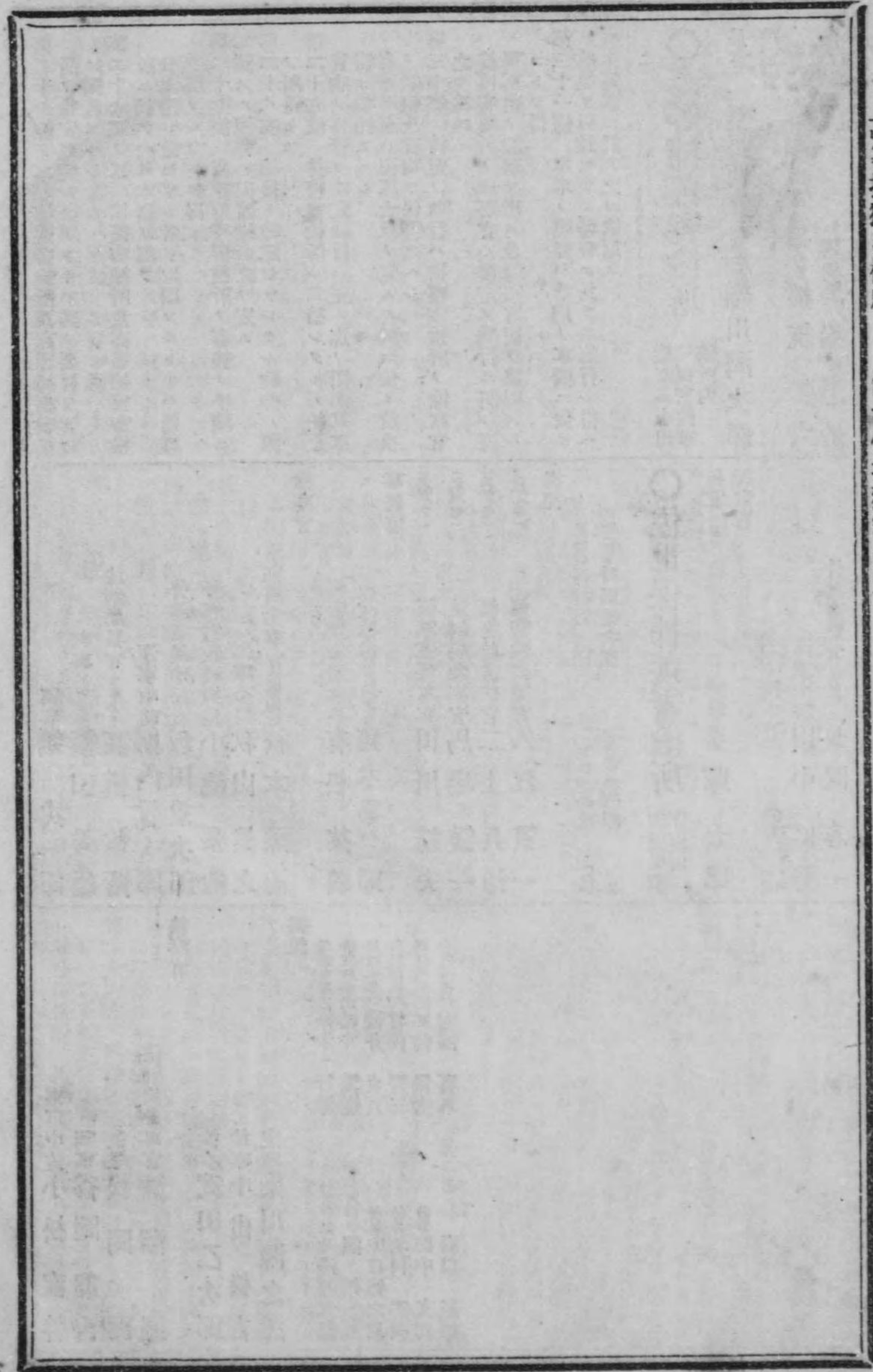
書記 判事 池邊 源太郎  
判事 山崎 雄一郎  
判事 山口 徳之助  
判事 北村 勝次  
判事 田中 文司  
判事 森口 益雄



卅-64-23

高等捕獲審檢所  
佐世保捕獲審檢所

一三六四



終